

自己資本の充実の状況等について

平成26年2月18日金融庁告示第7号「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」に基づく開示事項を開示しております。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

(連結)

(単位：百万円、%)

項 目	平成28年度末		平成29年度末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	43,792		44,330	
うち、資本金及び資本剰余金の額	15,514		15,514	
うち、利益剰余金の額	29,231		29,770	
うち、自己株式の額 (△)	672		673	
うち、社外流出予定額 (△)	280		280	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	1,247		1,572	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	1,247		1,572	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	675		878	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	675		878	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,000		3,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	532		457	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	57		51	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 49,305		50,290	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	257	171	397	99
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	257	171	397	99
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	83	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	2,605	1,736	3,719	929
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 2,945		4,116	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 46,360		46,173	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	459,037		467,888	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 96		△ 975	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）	171		99	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	1,736		929	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,004		△ 2,004	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	

(単位：百万円、%)

項 目	平成28年度末		平成29年度末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,671		23,085	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 483,708		490,974	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.58		9.40	

自己資本の充実の状況等について

(単体) (単位：百万円、%)

項 目	平成28年度末		平成29年度末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	43,586		44,113	
うち、資本金及び資本剰余金の額	15,514		15,514	
うち、利益剰余金の額	29,025		29,553	
うち、自己株式の額 (△)	671		673	
うち、社外流出予定額 (△)	280		280	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	652		857	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	652		857	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,000		3,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	532		457	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	47,771		48,429	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	257	171	396	99
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	257	171	396	99
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	83	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	1,302	868	2,085	521
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,642		2,481	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	46,129		45,947	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	456,711		465,720	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 965		△ 1,384	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	171		99	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	868		521	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,004		△ 2,004	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,371		22,770	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	481,083		488,490	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.58		9.40	

■定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第二十六条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団 (以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和五十一年大蔵省令第二十八号。)に基づき連結の範囲 (以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は1社であります。

名 称	主な業務の内容
株式会社とりぎんカードサービス	クレジットカード業務

(3) 自己資本比率告示第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は定められておりません。

なお、連結子会社1社において、債務超過はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っておりません。

2. 自己資本調達手段の概要

資本調達手段	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	概要
普通株式	15,514百万円	完全議決権株式。
期限付劣後債務	3,000百万円	
劣後特約付借入金	3,000百万円	弁済期限平成36年3月29日。期間10年 (期日一括返済)。但し、5年目以降に監督当局の承認を条件に期限前返済が可能。

(注) 1. 資本調達手段の発行者は全て鳥取銀行です。
2. 普通株式における、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額については、資本金及び資本剰余金の額を記載しております。

3. 連結グループ及び単体の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(自己資本比率)

連結自己資本比率は9.40%、単体自己資本比率は9.40%と国内基準で必要とされる4%を大きく上回っております。

(統合リスク管理)

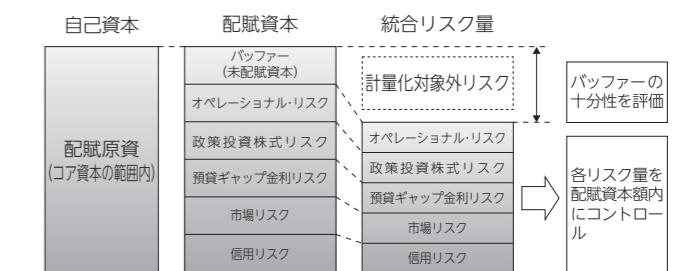
当行では、自己資本の充実度を評価する手法として、コア資本と統合リスク量の対比によるリスク管理を行っております。

具体的には、リスク管理部署が収益目標の達成に必要なリスク量を推計し、信用リスク、市場リスク、預貸ギャップ金利リスク、政策投資株式リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスク種類別に、コア資本の範囲内で資本配賦を行い、各リスク量が配賦資本額の範囲内に収まっていることを月次でモニタリングしております。また、定期的にストレステストを実施し、自己資本の毀損の程度を分析しているほか、計量モデルの限界等により計量化対象外としているリスク等を踏まえ、バッファ (コア資本から資本配賦合計を控除した未配賦資本) が十分であるかという観点も含め、自己資本の充実度を評価しております。

(金利リスク及び信用集中リスク)

早期警戒制度の枠組みにおける「金利リスク」量及び「信用集中リスク」量の水準をモニタリングしております。

<コア資本と統合リスク量の対比の概要>





自己資本の充実の状況等について

4.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要 (信用リスクとは)

信用リスクとは、信用供与先の財務状況悪化等により、貸出金の資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、当行が損失を被るリスクをいいます。

うち、与信集中リスクとは、供与先のデフォルトが供与先の個別事情のみの要因で発生すると想定した場合に、大口与信先（又は、その関係会社を含むグループ全体）への与信集中等に起因するリスクをいいます。

また、業種集中リスクとは、業種・地域等への与信集中等に起因するリスクをいいます。

(リスク管理の基本方針)

当行では、信用リスク管理にあたっては、信用リスク管理の重要性を十分認識した上で、信用リスクについて適切な管理体制を構築し、「信用格付」「自己査定」などを通じ、信用リスクを客観的かつ定量的に把握するほか、信用リスク定量化等により各種リスク分析を行った上で、特定先への与信集中、業種の偏り等、過大な与信リスクを回避するとともに、収益とリスクのバランスがとれた与信業務の遂行を図ることを基本方針としております。

(リスク管理の手続の概要)

当行では、「信用リスク管理規定」や「クレジットポリシー」を整備した上で、適切な信用リスク管理体制・組織を構築するため、リスク管理統括部署を経営管理部、信用リスク管理部署を審査部、運営部署を営業部・市場金融部とし、さらに与信監査部署として監査部資産監査室を設置し、それぞれが独立性を維持し、営業推進部門の影響を受けない体制としております。

信用リスク管理の基本として信用格付を実施し、資産の質的管理を行うとともに、個社別の融資方針を明確化し、審査管理の充実・厳正化に努めているほか、適切な償却・引当を行うため自己査定を実施しております。

信用リスク量については、VaRで定量化し、統合リスク管理において信用リスク部分に配賦されたリスク資本配賦額の範囲内でカバーされるようにポートフォリオ管理を行い、資産の適正配分による信用リスク資本の極小化、及び収益の極大化を目指しております。

信用リスク管理部署は信用リスクの管理状況について、定期的又は必要に応じて随時、リスク管理統括部署、ALM委員会、信用リスク管理委員会、経営会議等に報告しております。

(貸倒引当金の計上基準)

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(連結グループにおけるリスク管理の方針及び手続の概要)

当行のリスク管理方針及び手続に準じ取扱いを行っております。

(2)標準的手法が適用されるポートフォリオについて

当行及び連結グループでは、リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、次の適格格付機関を採用しております。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- S&Pグローバル・レーティング（S&P）
- フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

当行及び連結グループでは、信用リスクに関する全ての種類のエクスポージャーについて、5つの適格格付機関を同様に使用し、リスク・ウェイトを判定しております。

5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1)信用リスク削減手法

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保（当行預金、有価証券、商業手形、不動産、売掛債権等）、保証、貸出金と預金との相殺が該当します。

当行では、自己資本比率の算出において、「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しており、担保（当行預金、有価証券）、保証、貸出金と預金の相殺が該当する信用リスク削減手法であります。

(2)方針及び手続

当行は、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を行っておりますが、信用リスクの削減のため担保、保証等をいただくことがあります。担保、保証、貸出金と預金の相殺については、当行が定める諸規定に則り評価、管理を行っております。

自己資本比率算出上のエクスポージャーの信用リスク削減手法として有効に認められる適格金融資産担保は、当行預金及び有価証券が該当します。また、保証については政府関係機関の保証や地方公共団体の保証のほか、民間保証会社の保証が主体となり信用度の評価については、適格格付機関の付与した格付により判定しております。貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

(3)信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中

特定の信用リスク削減手法に偏ることなく、信用リスクは分散されております。

(4)連結グループにおけるリスク管理の方針及び手続の概要

連結子会社が保有する信用リスクにおいては、自己資本比率算出上の信用リスク削減手法を適用しておりません。

6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理の方針及び手続)

対顧客向けの派生商品取引の取組にあたっては、個別に取引内容を確認のうえと信相当額を算定し、取引先の信用格付等に基づく総合的な判断により、取組の可否を判定しております。また、派生商品取引取組後も定期的に取引相手の信用格付を見直すこと等によりモニタリングしていく態勢としております。

対市場向けの派生商品取引の取組にあたっては、カウンターパーティーの外部格付等の指標に基づき、個別に信用極度額を設定し、取引組む方針としております。また、派生商品取引取組後も定期的な外部格付の状況等を確認し、与信管理を行う態勢としております。

長期決済期間取引にあたっては、決済履行の可能性等について個別に判断しております。

(リスク資本の割当方法に関する方針)

派生商品取引にかかる信用リスク及び金利変動に伴う損益の影響額等は、オン・バランス取引と一体で管理を行い、当該リスクに対して資本配賦を行っております。

(引当金の算定に関する方針)

当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。**(自行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明)**

万一、当行の信用力低下を理由にカウンターパーティーに対し担保を追加的に提供することが必要となった場合においても、当行は国債などの担保提供可能な資産を有しており、リスク・アセット増加等の影響も軽微であります。

(連結グループにおけるリスク管理の方針及び手続の概要)

連結子会社等では派生商品取引を取扱っておりませんが管理方針を定めておりません。

7.証券化エクスポージャーに関する事項

(1)リスク管理の方針及びリスク特性の概要

(取引の内容)

当行は、中小企業の皆さまの円滑で多様な資金調達に応じるため、オリジネーターとして平成30年3月期に(株)日本政策金融公庫が組成した「シンセティック型CLO」に参加し、当行の複数の事業者向け貸出債権（原債権）を証券化しております。

なお、当行は投資家として証券化商品を保有しておりません。また、連結子会社等では証券化取引を取扱っておりません。

(取引に対する取組方針)

当行は、オリジネーター及びサービサーとして新規の証券化又は再証券化の予定はございません。

また、投資家としての証券化商品への投資予定もございません。

(取引に係るリスクの内容及び管理体制)

証券化した事業者向け貸出債権に関しましては、他の貸出金等と同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しております。

(2)自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行は、証券化した事業者向け貸出債権に関しましては、他の貸出金等と同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理する態勢としております。

また、当行は投資家として証券化商品を保有しておりませんが、包括的なリスク特性やパフォーマンス等に係る情報を適時に把握するための態勢を整備しております。

(3)信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

(4)証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「外部格付準拠方式」を使用しております。

(5)証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額を算出しておりません。

(6)銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

(7)銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

(8)証券化取引に関する会計方針

会計上の処理につきましては、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(9)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当行では、全ての種類のエクスポージャーについて、次の適格格付機関を同様に使用しリスク・ウェイトを判定しております。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- S&Pグローバル・レーティング（S&P）
- フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(10)内部評価方式を用いている場合には、その概要

該当ありません。

(11)定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

8.オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理の基本方針)

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、従業員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、業務運営において管理すべきリスク等を定義した「リスク管理統括規定」の下、「オペレーショナル・リスク管理規定」を制定し、オペレーショナル・リスク管理の基本方針を次のとおり定めております。

- オペレーショナル・リスクの顕在化が当行の経営及び業務遂行に多大な影響を及ぼし得ることを認識し、当行の信頼性・健全性を維持・発展させていくため、業務の適切な運営基盤を構築し、オペレーショナル・リスクを極小化等適切に管理する。
- 緊急時となった場合の業務の継続、早急な復旧を図るため、適切な業務継続計画の立案、コンティンジェンシープランの見直しと準備・訓練による被害対策を継続的に進める。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③情報資産リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥レピュテーションリスク、⑦法務リスク、⑧その他のオペレーショナル・リスクに分類して管理しております。

(リスク管理の手続の概要)

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、「リスク管理統括規定」及び「オペレーショナル・リスク管理規定」に基づき総合的なリスク管理統括を経営管理部リスク管理統括が行うとともに、各リスク管理部署が、専門的な立場からそれぞれのリスク管理の状況及び諸施策・課題を的確に把握し、管理しております。また、経営管理部リスク管理統括は、各種リスク管理状況をオペレーショナル・リスク管理委員会へ報告し、オペレーショナル・リスク管理委員会は、リスクの極小化等適切な管理を行うための施策等を協議・検討・策定し、経営会議に付議又は報告する体制としております。

なお、連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、所管部署との連携を図りながらリスクの適切な管理態勢の強化に努めており

ます。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行及び連結グループでは、自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出する一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、「マーケットリスクについての磐石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組む」という市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

投資に際しては、先行きの市場環境の見通しと、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係等を検討したうえで、総合的な判断を行っております。

株式等の価格変動リスクは、VaR（バリュー・アット・リスク）による把握を行っており、信頼水準は99%、保有期間は6ヶ月として計測しております。

株式等の評価については、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第八条の三に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

なお、連結グループにつきましては、当行以外に該当ありません。

10.金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

当行では、ALM（Asset Liability Management）の一環として、金利リスクのコントロールを実施しております。

リスク管理部署は半期毎に、収益目標の達成に必要なリスク量を推計し、リスクをカバーできるリスク資本額をALM委員会に申請し、ALM委員会での協議を経て取締役会での決議後にリスク管理部署へリスク資本配賦を行います。

また、リスク管理部署は月次で金利リスク量を計測・モニタリングするとともに、その結果をALM委員会や取締役会に報告することとしております。

なお、連結グループにつきましては、当行以外に該当ありません。

(2)銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクについて、金利シロックは保有期間6ヶ月、最低5年の計測期間で計測される金利変動の1パーセントイル値と99パーセントイル値によって計算される経済価値の低下額としております。

計測手法については、預貸その他はラダー方式、有価証券はGPS方式としております。

コア預金は、要求払預金のうち①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち最小の額によるものとし、金利満期を平均2.5年の定期預金として計算しております。

なお、貸出金、預金等の期限前返済（解約）はないものとして計算しております。



自己資本の充実の状況等について

■定量的な開示事項

1.その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(連結)

(平成28年度末) 当行の非連結対象子会社において、自己資本額の規制を受ける会社はありません。
(平成29年度末) 当行の非連結対象子会社において、自己資本額の規制を受ける会社はありません。

2.自己資本の充実度に関する事項

(1)信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

(連結)

(単位：百万円)

項目	平成28年度末		平成29年度末	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
資産（オン・バランス）項目				
1. 現金	-	-	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
7. 国際開発銀行向け	-	-	-	-
8. 地方公共団体金融機構向け	30	1	30	1
9. 我が国の政府関係機関向け	302	12	293	11
10. 地方三公社向け	-	-	-	-
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,415	216	5,463	218
12. 法人等向け	230,885	9,235	245,430	9,817
13. 中小企業等向け及び個人向け	125,579	5,023	130,468	5,218
14. 抵当権付住宅ローン	19,251	770	21,615	864
15. 不動産取得等事業向け	1,000	40	1,000	40
16. 三月以上延滞等	293	11	260	10
17. 取立未済手形	-	-	-	-
18. 信用保証協会等による保証付	2,876	115	2,843	113
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
20. 出資等	20,647	825	13,296	531
(うち出資等のエクスポージャー)	20,647	825	13,296	531
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-
21. 上記以外	34,980	1,399	34,917	1,396
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	10,024	400	10,023	400
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	9,980	399	10,270	410
(うち上記以外のエクスポージャー)	14,975	599	14,623	584
22. 証券化（オリジネーターの場合）	9,959	398	262	10
(うち再証券化)	-	-	-	-
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,039	41	620	24
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,004	△ 80	△ 2,004	△ 80
計 (A)	449,613	17,984	453,834	18,153
負債（オフ・バランス）項目				
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	-	-	-	-
3. 短期の貿易関連偶発債務	44	1	43	1
4. 特定の取引に係る偶発債務	526	21	508	20
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	-	-	-	-
5. NIF又はRUF	-	-	-	-
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	2	50	2
7. 内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	5,899	235	7,245	289
(うち借入金の保証)	5,899	235	7,245	289
(うち有価証券の保証)	-	-	-	-
(うち手形引受)	-	-	-	-
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	-	-	-	-
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	-	-	-	-
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-	-	-	-
控除額 (△)	-	-	-	-
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	618	24	1,471	58
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	615	24	374	14
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	667	26	1,743	69
カレント・エクスポージャー方式	667	26	1,743	69
派生商品取引	667	26	1,743	69
外為関連取引	666	26	1,743	69
金利関連取引	0	0	-	-
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
標準方式	-	-	-	-
期待エクスポージャー方式	-	-	-	-
13. 未決済取引	-	-	-	-
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-
計 (B)	8,422	336	11,436	457
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C)	1,000	40	2,614	104
中央清算機関関連エクスポージャー (D)	1	0	2	0
信用リスク合計 (A)+(B)+(C)+(D) (E)	459,037	18,361	467,888	18,715

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(単体)

(単位：百万円)

項目	平成28年度末		平成29年度末	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
資産（オン・バランス）項目				
1. 現金	-	-	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
7. 国際開発銀行向け	-	-	-	-
8. 地方公共団体金融機構向け	30	1	30	1
9. 我が国の政府関係機関向け	302	12	293	11
10. 地方三公社向け	-	-	-	-
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,415	216	5,463	218
12. 法人等向け	230,885	9,235	245,430	9,817
13. 中小企業等向け及び個人向け	125,579	5,023	130,468	5,218
14. 抵当権付住宅ローン	19,251	770	21,615	864
15. 不動産取得等事業向け	1,000	40	1,000	40
16. 三月以上延滞等	293	11	260	10
17. 取立未済手形	-	-	-	-
18. 信用保証協会等による保証付	2,876	115	2,843	113
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
20. 出資等	20,490	819	13,062	522
(うち出資等のエクスポージャー)	20,490	819	13,062	522
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-
21. 上記以外	32,167	1,286	32,320	1,292
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	10,024	400	10,023	400
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	9,357	374	9,475	379
(うち上記以外のエクスポージャー)	12,785	511	12,821	512
22. 証券化（オリジネーターの場合）	9,959	398	262	10
(うち再証券化)	-	-	-	-
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,039	41	620	24
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,004	△ 80	△ 2,004	△ 80
計 (A)	447,287	17,891	451,666	18,066
負債（オフ・バランス）項目				
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	-	-	-	-
3. 短期の貿易関連偶発債務	44	1	43	1
4. 特定の取引に係る偶発債務	526	21	508	20
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	-	-	-	-
5. NIF又はRUF	-	-	-	-
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	2	50	2
7. 内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	5,899	235	7,245	289
(うち借入金の保証)	5,899	235	7,245	289
(うち有価証券の保証)	-	-	-	-
(うち手形引受)	-	-	-	-
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	-	-	-	-
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	-	-	-	-
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-	-	-	-
控除額 (△)	-	-	-	-
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	618	24	1,471	58
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	615	24	374	14
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	667	26	1,743	69
カレント・エクスポージャー方式	667	26	1,743	69
派生商品取引	667	26	1,743	69
外為関連取引	666	26	1,743	69
金利関連取引	0	0	-	-
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
標準方式	-	-	-	-
期待エクスポージャー方式	-	-	-	-
13. 未決済取引	-	-	-	-
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-
計 (B)	8,422	336	11,436	457
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C)	1,000	40	2,614	104
中央清算機関関連エクスポージャー (D)	1	0	2	0
信用リスク合計 (A)+(B)+(C)+(D) (E)	456,711	18,268	465,720	18,628

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。



自己資本の充実の状況等について

(2)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び手法ごとの額 (連結)

	平成28年度末		平成29年度末	
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額
基礎的手法	24,671	986	23,085	923
粗利益配分手法	—	—	—	—
先進的計測手法	—	—	—	—

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に国内基準行が必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(単体)

	平成28年度末		平成29年度末	
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額
基礎的手法	24,371	974	22,770	910
粗利益配分手法	—	—	—	—
先進的計測手法	—	—	—	—

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に国内基準行が必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(3)総所要自己資本額 (連結)

	平成28年度末	平成29年度末
総所要自己資本額	19,348	19,638

(注) 総所要自己資本額は、信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準行が必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(単体)

	平成28年度末	平成29年度末
総所要自己資本額	19,243	19,539

(注) 総所要自己資本額は、信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準行が必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

3.信用リスクに関する事項

(1)信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (地域別、業種別、残存期間別)

(連結) (単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								左記に含まれる三月以上延滞エクスポージャー	
			うち貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		うち債券		うちデリバティブ取引			
	平成28年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成29年度末
国内計	1,030,537	1,036,708	755,739	782,982	186,613	159,617	1,201	2,972	507	578
国外計	7,903	6,098	—	—	7,903	3,952	—	—	—	—
地域別合計	1,038,441	1,042,807	755,739	782,982	194,517	163,570	1,201	2,972	507	578
製造業	67,768	68,475	67,018	66,773	392	386	356	1,315	—	—
農業・林業	1,224	1,877	1,224	1,877	—	—	—	—	—	—
漁業	239	212	239	212	—	—	—	—	—	—
鉱業採石業砂利採取業	114	50	114	50	—	—	—	—	—	—
建設業	21,118	21,628	20,739	21,248	379	379	—	—	8	2
電気・ガス・熱供給・水道業	14,480	16,496	12,099	14,115	2,381	2,381	—	—	—	—
情報通信業	2,032	2,124	1,951	2,043	80	80	—	—	—	—
運輸・郵便業	6,757	8,054	6,729	8,026	28	28	—	—	—	—
卸売・小売業	58,352	55,219	58,039	54,922	136	160	176	136	47	46
金融・保険業	167,639	165,865	66,681	68,401	47,561	37,189	533	1,449	—	—
不動産業	38,691	47,876	38,341	47,538	338	338	—	—	20	11
個人による貸家業	63,875	65,409	63,875	65,409	—	—	—	—	49	—
各種サービス業	80,429	92,820	80,390	92,749	34	66	—	—	188	246
国、地方公共団体	284,996	268,908	167,074	164,723	117,921	104,185	—	—	—	—
その他	230,719	227,787	171,220	174,891	25,262	18,372	134	71	194	271
業種別計	1,038,441	1,042,807	755,739	782,982	194,517	163,570	1,201	2,972	507	578
1年以下	57,839	64,147	41,817	43,094	15,609	18,946	411	2,105	—	—
1年超3年以下	81,176	72,165	51,679	52,370	29,487	19,144	9	651	—	—
3年超5年以下	116,952	100,399	85,526	81,286	30,770	18,967	655	144	—	—
5年超7年以下	66,409	83,458	59,418	67,448	6,990	16,009	—	—	—	—
7年超	491,780	495,826	440,296	454,001	51,454	41,824	29	—	—	—
期間の定めのないもの	224,282	226,810	77,000	84,780	60,203	48,677	95	71	—	—
残存期間別合計	1,038,441	1,042,807	755,739	782,982	194,517	163,570	1,201	2,972	—	—

(注) 1.貸出金は私募債取引を含みます。 平成28年度末 9,600 平成29年度末 11,330
 2.未収収益については業種区分を行っていないため、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」の「その他」に含まれます。 平成28年度末 1,050 平成29年度末 1,084

3.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)については地域別の区別ができないものは「国内計」に含まれます。また、業種区分を行っていないため、「債券」及び「デリバティブ取引」の「その他」に含まれます。

4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーであります。なお、「三月以上延滞エクスポージャー」は、残存期間別区分を行っていません。

(単体) (単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								左記に含まれる三月以上延滞エクスポージャー	
			うち貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		うち債券		うちデリバティブ取引			
	平成28年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成29年度末
国内計	1,028,454	1,034,894	756,253	783,523	186,456	159,382	1,201	2,972	457	535
国外計	7,903	6,098	—	—	7,903	3,952	—	—	—	—
地域別合計	1,036,358	1,040,993	756,253	783,523	194,360	163,335	1,201	2,972	457	535
製造業	67,768	68,475	67,018	66,773	392	386	356	1,315	—	—
農業・林業	1,224	1,877	1,224	1,877	—	—	—	—	—	—
漁業	239	212	239	212	—	—	—	—	—	—
鉱業採石業砂利採取業	114	50	114	50	—	—	—	—	—	—
建設業	21,118	21,628	20,739	21,248	379	379	—	—	8	2
電気・ガス・熱供給・水道業	14,480	16,496	12,099	14,115	2,381	2,381	—	—	—	—
情報通信業	2,032	2,124	1,951	2,043	80	80	—	—	—	—
運輸・郵便業	6,757	8,054	6,729	8,026	28	28	—	—	—	—
卸売・小売業	58,352	55,219	58,039	54,922	136	160	176	136	47	46
金融・保険業	168,363	166,520	67,562	69,289	47,404	36,955	533	1,449	—	—
不動産業	38,691	47,876	38,341	47,538	338	338	—	—	20	11
個人による貸家業	63,875	65,409	63,875	65,409	—	—	—	—	49	—
各種サービス業	80,429	92,819	80,390	92,749	34	65	—	—	188	246
国、地方公共団体	284,996	268,908	167,074	164,723	117,921	104,185	—	—	—	—
その他	227,912	225,319	170,852	174,544	25,262	18,372	134	71	143	228
業種別計	1,036,358	1,040,993	756,253	783,523	194,360	163,335	1,201	2,972	457	535
1年以下	57,802	64,228	41,780	43,175	15,609	18,946	411	2,105	—	—
1年超3年以下	81,387	72,380	51,890	52,585	29,487	19,144	9	651	—	—
3年超5年以下	117,292	100,644	85,866	81,531	30,770	18,967	655	144	—	—
5年超7年以下	66,409	83,458	59,418	67,448	6,990	16,009	—	—	—	—
7年超	491,780	495,826	440,296	454,001	51,454	41,824	29	—	—	—
期間の定めのないもの	221,685	224,455	77,000	84,780	60,046	48,442	95	71	—	—
残存期間別合計	1,036,358	1,040,993	756,253	783,523	194,360	163,335	1,201	2,972	—	—

(注) 1.貸出金は私募債取引を含みます。 平成28年度末 9,600 平成29年度末 11,330
 2.未収収益については業種区分を行っていないため、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」の「その他」に含まれます。 平成28年度末 1,029 平成29年度末 1,064

3.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)については地域別の区別ができないものは「国内計」に含まれます。また、業種区分を行っていないため、「債券」及び「デリバティブ取引」の「その他」に含まれます。

4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーであります。なお、「三月以上延滞エクスポージャー」は、残存期間別区分を行っていません。

自己資本の充実の状況等について

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金の期末残高及び期中増減額 (一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金の期末残高及び期中増減額)

(連結)	(単位：百万円)			(単体)	(単位：百万円)			
	期首残高	当期増減額	期末残高		期首残高	当期増減額	期末残高	
一般貸倒引当金	平成28年度	861	△ 185	675	平成28年度	840	△ 188	652
	平成29年度	675	202	878	平成29年度	652	205	857
個別貸倒引当金	平成28年度	2,150	108	2,259	平成28年度	2,083	122	2,205
	平成29年度	2,259	543	2,803	平成29年度	2,205	549	2,755
特定海外債権引当金	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度				平成29年度			
合計	平成28年度	3,012	△ 77	2,935	平成28年度	2,924	△ 66	2,858
	平成29年度	2,935	746	3,681	平成29年度	2,858	755	3,613

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)
当行及び連結グループでは、一般貸倒引当金について地域別、業種別の区分ごとの算定を行っておりません。
(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(連結)	(単位：百万円)							
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国内計	2,150	2,259	504	649	395	105	2,259	2,803
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	2,150	2,259	504	649	395	105	2,259	2,803
製造業	340	276	-	-	64	69	276	206
農業、林業	-	0	0	0	-	-	0	0
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	73	5	-	-	67	3	5	1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・郵便業	0	0	-	-	0	0	0	0
卸売・小売業	636	581	-	487	54	-	581	1,068
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	85	589	504	-	-	11	589	578
個人による貸家業	32	29	-	-	3	20	29	8
各種サービス業	729	529	-	51	200	-	529	580
国、地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	252	247	-	110	5	-	247	358
業種別計	2,150	2,259	504	649	395	105	2,259	2,803

(単体)	(単位：百万円)							
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国内計	2,083	2,205	512	655	390	105	2,205	2,755
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	2,083	2,205	512	655	390	105	2,205	2,755
製造業	340	276	-	-	64	69	276	206
農業、林業	-	0	0	0	-	-	0	0
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	73	5	-	-	67	3	5	1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・郵便業	0	0	-	-	0	0	0	0
卸売・小売業	636	581	-	487	54	-	581	1,068
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	85	589	504	-	-	11	589	578
個人による貸家業	32	29	-	-	3	20	29	8
各種サービス業	729	529	-	51	200	-	529	580
国、地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	185	193	8	116	-	-	193	310
業種別計	2,083	2,205	512	655	390	105	2,205	2,755

(3) 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額 (連結)

(連結)	(単位：百万円)	
	貸出金償却	
	平成28年度末	平成29年度末
製造業	4	6
農業、林業	-	-
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	-	-
運輸・郵便業	0	-
卸売・小売業	58	0
金融・保険業	-	-
不動産業	81	-
個人による貸家業	-	-
各種サービス業	154	0
国、地方公共団体	-	-
その他	30	44
業種別合計	329	50

(単体)	(単位：百万円)	
	貸出金償却	
	平成28年度末	平成29年度末
製造業	4	5
農業、林業	-	-
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	-	-
運輸・郵便業	-	-
卸売・小売業	57	-
金融・保険業	-	-
不動産業	81	-
個人による貸家業	-	-
各種サービス業	154	-
国、地方公共団体	-	-
その他	6	25
業種別合計	304	31

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

(連結)	(単位：百万円)				(単体)	(単位：百万円)			
	エクスポージャーの額					エクスポージャーの額			
	平成28年度末		平成29年度末			平成28年度末		平成29年度末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し		格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	406,711	23,196	387,239	22,138	0%	406,711	23,196	387,239	22,138
10%	3,832	28,932	4,109	28,558	10%	3,832	28,932	4,109	28,558
20%	33,592	-	33,413	-	20%	33,592	-	33,413	-
35%	-	55,076	-	61,839	35%	-	55,076	-	61,839
40%	-	-	-	-	40%	-	-	-	-
50%	45,872	284	47,773	386	50%	45,872	233	47,773	343
75%	-	164,749	-	171,783	75%	-	164,434	-	171,478
100%	17,941	250,146	16,122	261,238	100%	17,941	248,677	16,122	260,089
150%	-	103	-	86	150%	-	103	-	86
200%	-	4,009	-	4,009	200%	-	4,009	-	4,009
225%	-	-	-	-	225%	-	-	-	-
250%	-	3,992	-	4,108	250%	-	3,743	-	3,790
350%	-	-	-	-	350%	-	-	-	-
650%	-	-	-	-	650%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	1250%	-	-	-	-
合計	507,950	530,490	488,658	554,149	合計	507,950	528,407	488,658	552,335

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限り、2.中央政府及び中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、金融機関については所在する国の格付のリスク・ウェイトにより区分しているほか、信用リスク・アセットの額を算出する際に、保証効果を勘案している取引については、その保証人等に付与されている格付のリスク・ウェイトにより区分しております。

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限り、2.中央政府及び中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、金融機関については所在する国の格付のリスク・ウェイトにより区分しているほか、信用リスク・アセットの額を算出する際に、保証効果を勘案している取引については、その保証人等に付与されている格付のリスク・ウェイトにより区分しております。

4.信用リスク削減手法に関する事項

区分	(単位：百万円)	
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成28年度末	平成29年度末
現金及び自己預金	11,898	12,637
金	-	-
適格債券	-	-
適格株式	2,295	2,246
適格投資信託	-	-
適格金融資産担保合計	14,194	14,883
適格保証	19,068	19,022
適格クレジット・デリバティブ	-	-
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	19,068	19,022

(注) 本項目につきましては、連結グループと単体が同じ数値です。

自己資本の充実の状況等について

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

(平成28年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額をカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。当行の連結グループ及び単体では、長期決済期間取引に該当する取引はありません。
 (平成29年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額をカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。当行の連結グループ及び単体では、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(2) グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

	平成28年度末	平成29年度末
グロス再構築コスト	84	126

(注) 1.複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）については、記載を省略しております。
 2.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（ただし零を下回らないもの）及びグロスのアドオンにより算出した、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります（当行では、法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引はないため、再構築コスト及びアドオンはネットしてありません）。

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	平成28年度末	平成29年度末
派生商品取引	1,201	2,972
外国為替関連取引及び金関連取引	1,200	2,972
金利関連取引	0	-
株式関連取引	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	-	-
合計	1,201	2,972

(注) 1.原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
 2.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

(4) グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(平成28年度末)
 当行の連結グループ及び単体における、グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額と担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は同額であり、差額は0円です。
 (平成29年度末)
 当行の連結グループ及び単体における、グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額と担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は同額であり、差額は0円です。

(5) 担保の種類別の額

(平成28年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。
 (平成29年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	平成28年度末	平成29年度末
派生商品取引	1,201	2,972
外国為替関連取引及び金関連取引	1,200	2,972
金利関連取引	0	-
株式関連取引	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	-	-
合計	1,201	2,972

(注) 1.原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
 2.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

(平成28年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。
 (平成29年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。

(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

(平成28年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。
 (平成29年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行または連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行または連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）（原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額またはデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行または連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）（証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳）（当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略）（証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳）（保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳）（証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳）（自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳）（早期償還条項付の証券化エクスポージャーに関する事項）

○資産譲渡型証券化取引に係る項目

(平成28年度末) (単位：百万円)

	合計	原資産の種類	
		住宅ローン債権	
資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額	6,927	6,927	
うち三月以上延滞エクスポージャーの額	-	-	
当期損失額	-	-	
証券化取引を目的として保有している資産の額	-	-	
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	-	-	
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額	-	-	
保有する証券化エクスポージャーの額(※)	9,308	9,308	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	83	83	
告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額	638	638	
早期償還条項付の証券化エクスポージャーの額	-	-	

(注) 1.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。
 2.当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。
 ※住宅ローン債権における劣後受益権（留保持分）の額を記載しております。

(平成29年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、資産譲渡型証券化取引の該当はありません。

○合成型証券化取引に係る項目

(平成28年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、合成型証券化取引の該当はありません。

(平成29年度末) (単位：百万円)

	合計	原資産の種類	
		事業者向け貸出債権	
合成型証券化取引に係る原資産の額	719	719	
うち三月以上延滞エクスポージャーの額	-	-	
当期損失額	-	-	
証券化取引を目的として保有している資産の額	-	-	
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	719	719	
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額	-	-	
保有する証券化エクスポージャーの額	21	21	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	-	-	
告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額	21	21	
早期償還条項付の証券化エクスポージャーの額	-	-	

(注) 1.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。
 2.当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳)
 (平成28年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。
 (平成29年度末)
 当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額) (単位：百万円)

	残高	所要自己資本
20%	8,100	64
40%	-	-
50%	430	8
100%	140	5
225%	-	-
350%	-	-
650%	-	-
1250%	638	319
合計	9,308	398

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額) (単位：百万円)

	残高	所要自己資本
20%	-	-
40%	-	-
50%	-	-
100%	-	-
225%	-	-
350%	-	-
650%	-	-
1250%	21	10
合計	21	10

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。



自己資本の充実の状況等について

(2) 銀行または連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項 (保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳)

(平成28年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成29年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額)

(平成28年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成29年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳)

(平成28年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成29年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳)

(平成28年度末)

当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(平成29年度末)

当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

(平成28年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成29年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

(平成28年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成29年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) (連結) 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る (連結) 貸借対照表計上額

(上場している出資等又は株式等エクスポージャー及びそれ以外の出資等又は株式等エクスポージャー)

(単位：百万円)

	平成28年度末		平成29年度末	
	(連結) 貸借対照表計上額	時価	(連結) 貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの (連結) 貸借対照表計上額	13,719		11,935	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの (連結) 貸借対照表計上額	1,556		1,633	
合 計	15,275	15,275	13,568	13,568

(注) 1. 上場投資信託の一部については株式等エクスポージャーに含めております。
2. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) については、記載を省略しております。
3. 連結グループは当行のみのため、本項目につきましては連結グループと単体が同じ計数です。

(子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	
	平成28年度末	平成29年度末
子会社・子法人等	78	78
関連法人等	4	4
合 計	82	82

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	(連結) 貸借対照表計上額	
	平成28年度	平成29年度
売却損益額	907	555
償却額	4	8

(注) 連結グループは当行のみのため、本項目につきましては連結グループと単体が同じ計数です。

(3) (連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益額	874	1,143

(注) 連結グループは当行のみのため、本項目につきましては連結グループと単体が同じ計数です。

(4) (連結) 貸借対照表及び (連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(平成28年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成29年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

8. 金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

区分	平成28年度末 金利リスク量			平成29年度末 金利リスク量		
	預貸その他	有価証券		預貸その他	有価証券	
運用	△ 4,821	△ 3,753	△ 1,068	△ 6,608	△ 5,495	△ 1,113
調達	1,333	1,333	-	1,614	1,614	-
金融派生	1	1	-	-	-	-
総金利リスク量	△ 3,487			△ 4,994		

(注) 1. 連結グループは当行のみのため、本項目につきましては連結グループと単体が同じ計数です。
2. 保有期間6ヶ月、観測期間5年で計測した99パーセンタイル値

(アウトライヤー基準に基づく標準的金利ショックによって計算される経済価値の増減額)

(単位：百万円)

区分	平成28年度末 金利リスク量			平成29年度末 金利リスク量		
	預貸その他	有価証券		預貸その他	有価証券	
運用	△ 6,818	△ 5,308	△ 1,510	△ 9,345	△ 7,771	△ 1,574
調達	1,885	1,885	-	2,282	2,282	-
金融派生	1	1	-	-	-	-
総金利リスク量	△ 4,932			△ 7,063		

(注) 保有期間1年、観測期間5年で計測した99パーセンタイル値

	平成28年度末	平成29年度末
アウトライヤー比率	10.69%	15.37%